

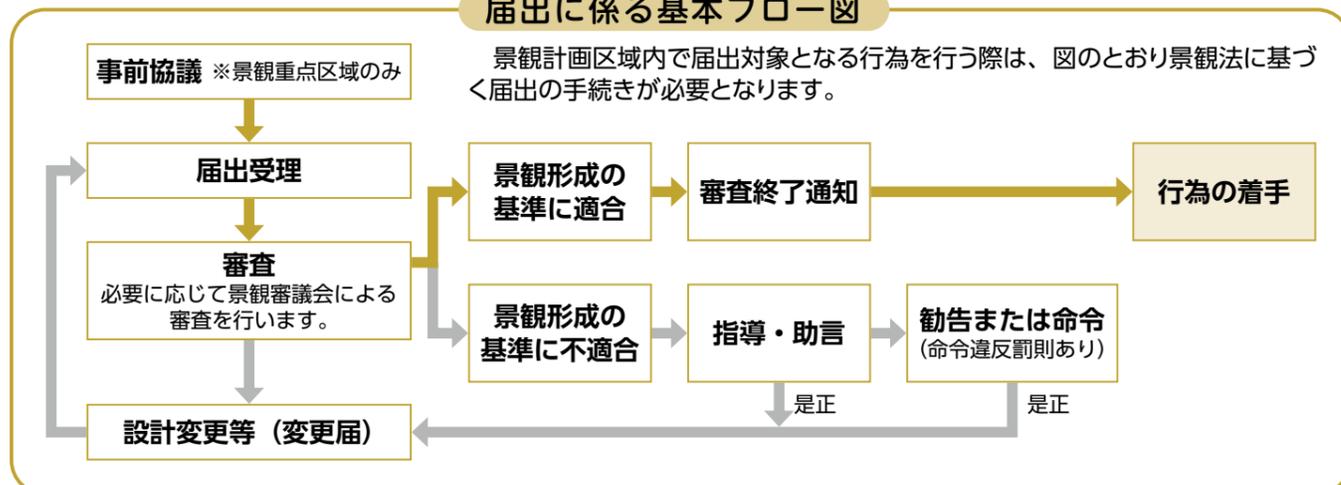
届出対象行為

建築物、工作物、開発行為などについて、新築、増改築等の行為を行う場合、以下の規模を超えるものは届出が必要となります。

種類・行為	一般区域における規模	景観重点区域における規模
建築物	新築又は移転 高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル)	延べ面積10平方メートル
増築又は改築	ア 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル	
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「修繕等」という。)	当該建築物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1	面積10平方メートル
ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ5メートル	高さ1.5メートル
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	高さ15メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル)	
ウ 風力発電設備		高さ5メートル
エ 煙突その他これらに類する工作物		
オ 物見塔その他これらに類する工作物	高さ13メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートルかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル)	
カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物		
キ 観覧車、コースター、ウォーターシャフトその他これらに類する遊戯施設		
ク 自動車用車庫の用に供する立体的な施設		
ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル	高さ5メートル 築造面積10平方メートル
コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設		
サ 汚物処理施設、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物		
シ 太陽電池発電設備	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル	事業の敷地面積300平方メートル
増築又は改築	ア 増築前又は改築前の工作物の規模が前号に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が前号に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル	上記ア～シ同様
修繕等	当該工作物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1	前項に規定する規模以上の場合であって、修繕等の面積10平方メートル
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	当該行為に係る土地面積10,000平方メートル又は当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さ5メートル
条例第7条各号に掲げる行為		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	—	当該行為に係る土地面積300平方メートル 当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル
木竹の植栽又は伐採	—	高さ5メートル、伐採面積50平方メートル
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	—	堆積期間が90日 法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル、土地面積50平方メートル
水面の埋立て又は干拓	—	法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル、水面面積300平方メートル
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系の新築、改築又は増築	—	高さ10メートル

※高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条の規定に準ずるものとする。

届出に係る基本フロー図



千歳市企画部まちづくり推進課 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 / Tel: 0123-24-3131(代表)

千歳市景観計画

概要版

計画策定の背景と目的

千歳市では、平成9年(平成24年改訂)に「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」を策定後、千歳市都市景観形成基本計画として、平成13年に「ちとせ都市景観ガイドプラン」、平成14年に「ちとせ都市景観ガイドライン」を策定するなど、空港周辺や都市における良好な景観づくりに取り組んできました。

近年、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つである「史跡キウス周堤墓群」を含む周辺の景観づくりの必要性が高まっており、また、人口増加、中心市街地の活性化など、景観をめぐる社会環境の変化から、これまでの景観づくりに加え、まち全体の景観づくりを推進する必要性が高まっています。

こうした景観をめぐる社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、景観づくりの方向性を示し、市民及び事業者と市が一体となって良好な景観づくりを推進し、愛着と誇りの持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とし、「千歳市景観計画」を策定しました。

基本理念

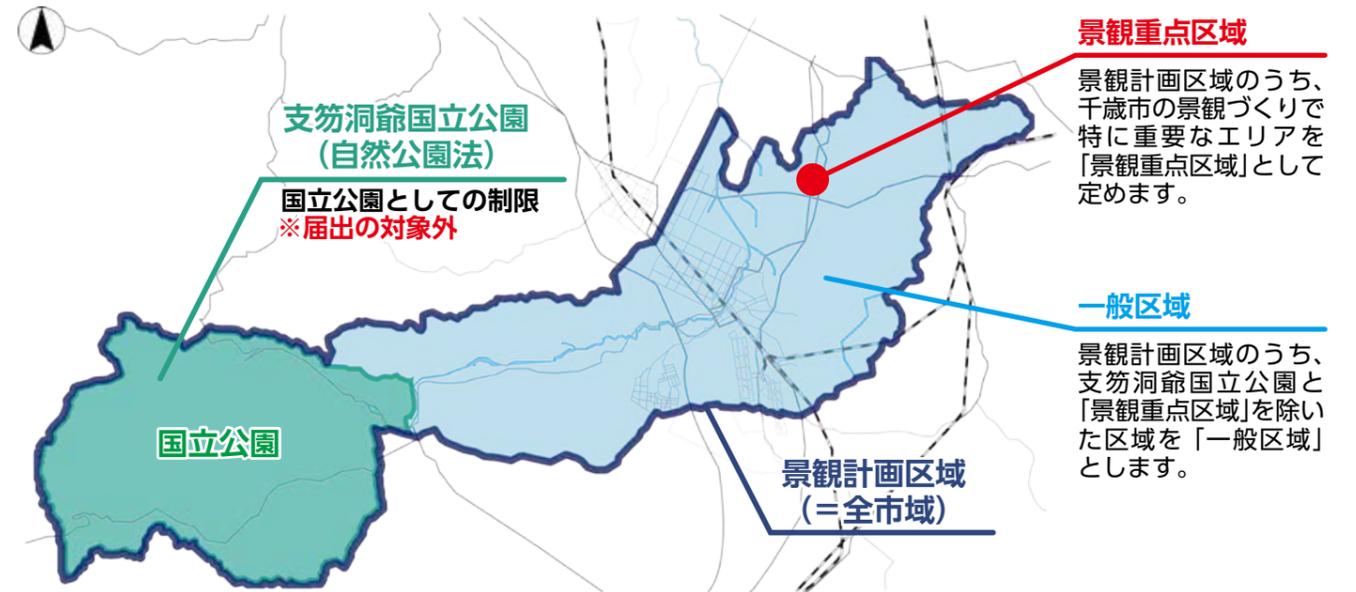
- 大地の持つ美しい自然、風土、歴史を生かしまもる
- 千歳市の持つ特性、魅力を生かし、千歳らしさを創出する
- 千歳市の美しい景観をまもり、育て、つくり引き継ぐ

基本方針

- (1) 豊かな自然景観・広がりのある田園景観を大切にした景観づくり
- (2) 史跡キウス周堤墓群などの保全につながる景観づくり
- (3) 世界につながる空のまち・国際都市にふさわしい景観づくり
- (4) 賑わいと交流を生む景観づくり
- (5) 質の高い暮らしを感じる都市の景観づくり
- (6) 愛着と誇りを育む協働による景観づくり

景観計画区域

基本理念に基づいた千歳市の景観づくりを進めるために、景観計画が適用される範囲「景観計画区域」=千歳市全域として定め、「一般区域」と「景観重点区域」に区分します。



各エリアの景観づくりの方針

5つの景観エリア

自然景観エリア

樽前山や支笏湖などの国立公園や国有林のみどり豊かなエリア

- 今ある自然景観の維持・保全に努めます。
- 支笏洞爺国立公園については、自然公園法に基づき保全します。

新千歳空港周辺エリア

北海道の空の玄関口である新千歳空港周辺のエリア

- 周辺の自然景観や田園景観に調和しつつ、北海道のイメージを高める魅力的な景観づくりに努めます。
- 空港周辺の産業系の土地利用にあたっては、周辺の自然や田園景観との調和に配慮した形態意匠や色彩、規模などによる建築物・工作物の立地を誘導するとともに、緑化を促進し、みどりに囲まれた北海道の空の玄関口にふさわしい景観づくりに努めます。

史跡景観エリア

(うち史跡キウス周堤墓群周辺は景観重点区域に設定)

史跡キウス周堤墓群周辺及び
史跡ウサクマイ遺跡群周辺を含めたエリア

- 史跡キウス周堤墓群とその周辺は、縄文の雰囲気を感じられるよう、史跡景観の保全を図るとともに、その緩衝地帯並びに周辺地域の地理的・自然的環境の保全に努めます。
- 今後、史跡を整備することにより、将来的に多くの来訪者が見込まれることから、周辺景観や環境が悪化しないように配慮します。
- 市民との協働により、史跡キウス周堤墓群とその周辺における景観の保全に努めます。
- 史跡ウサクマイ遺跡群及びその周辺は、河川や原生林など原始的な趣を今に遺す歴史的な自然景観を損なうことのないよう配慮して、史跡景観の保全に努めます。

景観重点区域拡大図



2つの景観軸

沿道景観軸

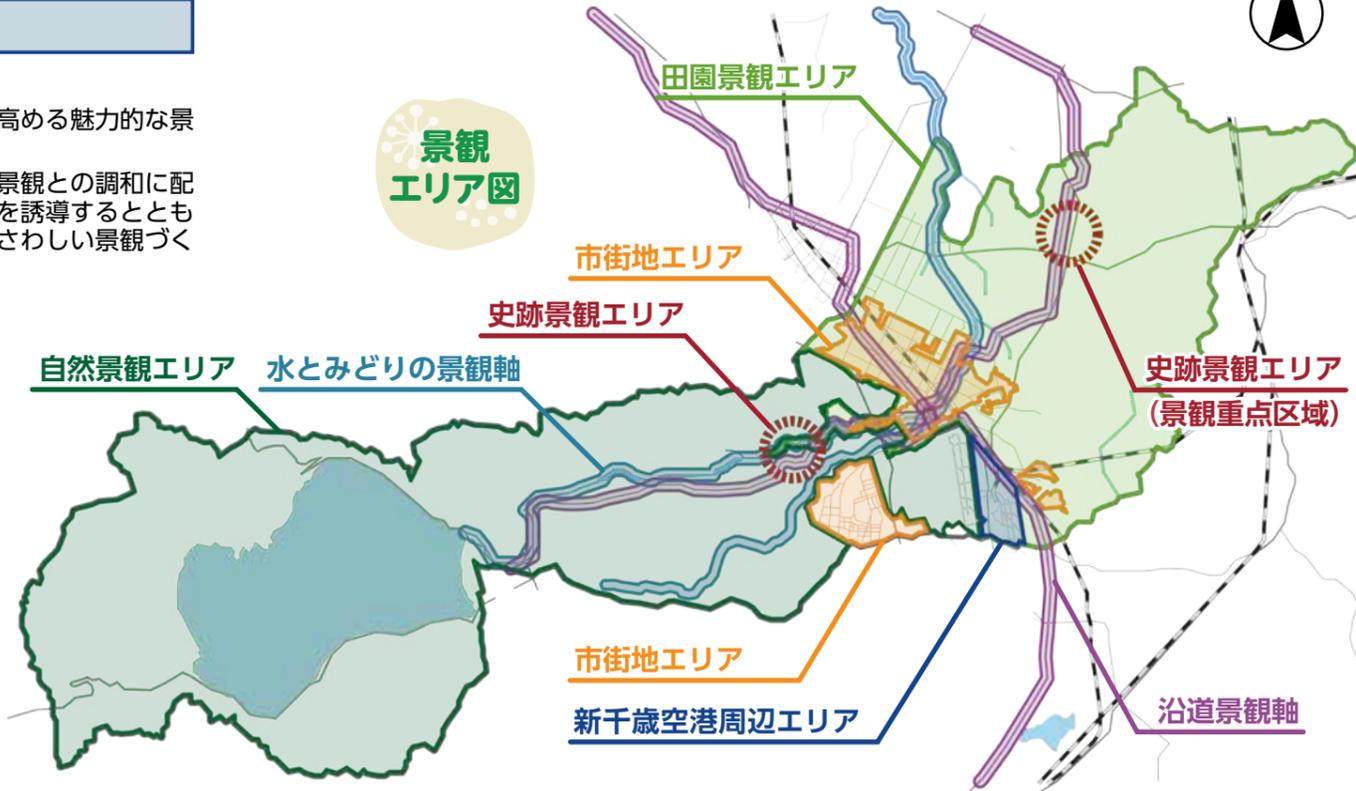
国道36号、中央大通、国道337号、道道支笏湖公園線の沿道

- 北海道の空の玄関口である国際都市ちとせを意識した質の高い沿道景観づくりに努めます。
- みどり豊かで彩りのある沿道景観となるように街路樹など樹木の適切な維持管理や、花植え活動に努めます。
- 新千歳空港周辺の幹線道路の屋外広告物等は、配置、規模、色彩等において、周辺景観との調和に努めます。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーなどの考えを取り入れ、歩行者に配慮するとともに、無電柱化を促進し、人にやさしい沿道景観づくりに努めます。

水とみどりの景観軸

市域の西部、支笏湖から東に流れる千歳川やその支流のママチ川の沿線

- まちなみとの関わりを意識し、市民や観光客などが親しむことができる水辺空間の創出を促進し、市民の身近な憩いの場として豊かで潤いのある景観づくりに努めます。
- 市街地の水辺空間では、遊歩道の整備の促進や河川敷地の有効利用など、誰もが憩い、くつろぐことができる空間づくりに努め、加えて周辺の公園・緑地と連続した一体的な活用を進めると同時に、河川構造物などの景観への配慮に努めます。



田園景観エリア

千歳市の東部に広がる農業地域の景観エリア

- 農業振興策を推進することにより、農地の保全と適切な維持管理を促進し、美しい田園景観の保全に努めます。
- 周囲から突出した高さや規模の大きな建築物、工作物などについては景観的配慮を促し、背景となる山並みへの眺望と広がりのある田園景観の保全に努めます。
- 目立ちやすい土木構造物などを生じる土地の改変や屋外における資材などの堆積・貯蔵を適切に誘導し、周辺の良好な田園景観の保全に努めます。

市街地エリア

国道36号、国道337号、中央大通などの幹線道路を軸に形成されている市街地や住宅地、計画的に配置されている工業団地などを含めたエリア

- 中心市街地**
 - グリーンベルトなどのみどりや千歳川などの潤いを生かしつつ、中心市街地としてまちの中心を感じられる賑わいづくりに努めます。
 - 建物1階の賑わい創出やベンチ、広場などの滞留空間の誘導などにより、歩いて楽しいまちなかの景観づくりに努めます。
- 住宅地**
 - 住宅の庭先や窓辺の緑化を行うなど、潤いのある住宅地の景観づくりに努めます。また、敷地内では四季を感じる植栽を行うなど、季節感の演出に努めます。
 - 住宅の規模・形態は、周辺の住宅のスケールと不調和とならないように十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地の景観づくりに努めます。
- 工業地**
 - みどり豊かな良好な景観の維持に努めます。
 - 敷地内（特に敷地境界）の緑化に努めます。
 - 建物、工作物等の外壁又は柱の位置も敷地境界から一定程度距離を確保するなど、良好な景観づくりに努めます。

市街地エリア拡大図

